資料　5

北海道食の安全・安心委員会運営要綱（改正案）

〔平成１７年５月２７日北海道食の安全・安心委員会〕
〔最終改正：令和７年２月３日北海道食の安全・安心委員会〕

（趣旨）
第１条　この要綱は、北海道食の安全・安心条例（平成１７年北海道条例第９号。以下「条例」という。）第３５条の規定に基づき、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門部会）
第２条　条例第３４条の規定に基づく専門部会は、会長が委員会に諮って設置するものとする。
２　専門部会の構成及び部会長は、会長が指名する委員及び特別委員がこれにあたるものとする。

（部会長）
第３条　条例第３４条第３項の規定に基づき指名された部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。
２　部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（専門部会の会議）
第４条　専門部会の会議は、部会長が招集する。
２　専門部会は、所属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　専門部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
４　専門部会は、別途、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
　ただし、委員会が別に指定する事項（指定事項）については、委員会から付託があったものとみなすことができるものとする。

（委員会への報告）
第５条　部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

（委員欠席の場合の取扱い）
第６条　委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。
　ただし、委員が会長（特別委員にあっては部会長）に協議し必要と認められた場合は、この限りではない。

２　委員及び特別委員が委員会及び所属する専門部会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができるものとする。

（会議の公開）
第７条　委員会及び専門部会の会議は公開とする。
２　ただし、開催に当たり、次の事由に該当する場合は、委員会若しくは専門部会の決定により会議を非公開とすることができるものとする。
（１）公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること
（２）公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

（会議の出席者）
第８条　会長（専門部会にあっては部会長）は、必要があると認めるときは、委員、特別委員以外の者に委員会及び専門部会の会議への出席を求め、会議の議事に関連する事項を説明させることができる。

（委員会の庶務）
第９条　委員会の庶務は、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課において処理する。
２　専門部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する道の部課（室）において処理する。

（会長への委任）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が委員会又は専門部会に諮って定める。

附　則

1　この要綱は、平成１７年５月２７日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成２５年７月１１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和７年２月３日から施行する。